

特別警報の運用開始に伴う本市の対応について

気象業務法が改正され、気象等の現象により災害が発生する恐れがある場合等に発表される注意報、警報に加えて、新たに「特別警報」の運用が8月30日から開始されました。

風水害に関する特別警報の運用に関しては、横浜市防災計画「風水害対策編」に規定しますが、それまでの間については「横浜市風水害対策マニュアル」の修正により対応します。

「注意報とは」・・・「災害の起こるおそれがあるとき」に発表

「警報とは」・・・「重大な災害の起こるおそれがあるとき」に発表

「特別警報とは」・・・「重大な災害の起こるおそれが著しく大きいとき」に発表

例えば、本市における大雨の基準値は表のとおりですが、本市で基準値を上回った場合に直ちに特別警報が発表されるのではなく、府県程度の広がりですべて50年に一度の値となる現象が発生すると予測される場合が特別警報の発表対象になります。

- ・48時間雨量基準を超える5キロメッシュが50箇所以上、かつ、土壌雨量指数基準を超える5キロメッシュが50箇所以上発生した場合
- ・3時間雨量基準を超える5キロメッシュが10箇所以上、かつ、土壌雨量指数基準を超える5キロメッシュが10箇所以上発生した場合

1 風水害に関する特別警報の種別及び発表基準

種 別	気象庁の基準	特別警報に相当する事例
大 雨	台風や集中豪雨による 50年に一度の雨量が 予想される場合	横浜市の基準値 48時間降水量 342mm 3時間降水量 135mm 土壌雨量指数 220
	数十年に一度の台風 や同程度の温帯低気圧 による事象が予想され る場合	
暴 風 高 潮 波 浪	中心気圧 930hpa 以下 風速 50m/s 以上	昭和34年 伊勢湾台風 (死者行方不明者 5,098人) 昭和9年 室戸台風 (死者行方不明者 3,036人)
暴 風 雪	数十年に一度の台風と同程度の温帯低気圧により 雪を伴う暴風が予想される場合	
大 雪	50年に一度の降雪量が 予想される場合	横浜市の参考値 積雪深 31cm
		昭和56年豪雪 (死者行方不明者 152人) 昭和38年1月豪雪 (死者行方不明者 231人)

※ 津波、噴火、地震に関する特別警報は、それぞれ現行の**大津波警報**、**噴火警報**（レベル4以上）、**緊急地震速報**（震度6弱以上）が特別警報に位置付けられ、現行名称のまま発表されます。

※本市を含め神奈川県内には、これまで特別警報に該当するような気象現象は観測されていません。

2 災害対策本部の設置

特別警報の発表を、市災害対策本部設置要件である「甚大な被害が発生又は発生のおそれがある場合」に該当するものと位置付け、直ちに市長を本部長とした全区局による「横浜市災害対策本部」を設置します。

《気象警報等発表の流れ（大雨の例）》

大雨に関する気象情報	発生する事象例	体制及び対応
大雨注意報 ↓	河川水位の上昇 (水防警報発表)	該当区で「災害対策警戒本部」の設置 現地の確認等
大雨警報 ↓	浸水・冠水発生	市・区「災害対策警戒本部」の設置 自主避難事案の発生、避難勧告等の実施
土砂災害警戒情報 ↓	土砂災害の発生	避難勧告等の実施
大雨特別警報	河川のはん濫 大規模土砂災害	市・区「災害対策本部」の設置 「ただちに命を守る行動」の広報 広域での避難指示等の実施

3 応急活動の重点実施事項

特別警報が発表された場合、市町村には「市民への周知の措置の実施」が義務付けられました。これを受け、あらゆる手段を用いて「命を守る」ための行動について重点的に広報するとともに、迅速な避難勧告等を実施します。

(1) 広報の実施

ア 広報の内容例

- (ア) 特別警報発表に関する広報
- (イ) 災害発生前における積極的な自主避難に関する広報
- (ウ) 避難勧告・避難指示の発令に関する広報
- (エ) 状況に応じた屋内待避等の安全確保措置についての広報

イ 広報の手段

緊急速報メール、防災情報メール、ホームページ、ツイッター、tvkデータシステム、自治会町内会等への連絡、車両による広報 など

(2) 迅速な避難勧告等の実施

区本部の活動例	<ul style="list-style-type: none"> ◇急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等区内の危険箇所の警戒・監視 ◇河川水位の監視・情報収集、土壌雨量指数の確認、潮位の確認・情報収集 ◇避難勧告等の決定 ◇避難勧告書作成・公示、ホームページへの掲載 ◇避難所の確保・開設・避難誘導、避難所の運営 など
市本部の活動例	<ul style="list-style-type: none"> ◇区本部の活動支援（応援職員の派遣や避難所運営の支援） ◇被害状況の集約及び報道対応 ◇県知事及び自衛隊への通報（避難勧告等発令） など

横 浜 市 記 者 発 表 資 料

平成 25 年 9 月 16 日
総務局危機管理室

大雨（土砂災害、浸水害）（平成 25 年 9 月 15 日）、洪水、暴風、波浪警報（平成 25 年 9 月 16 日）発表に伴う対応等について【最終報】

1 市災害対策警戒本部の設置状況

- (1) 設置日時 平成 25 年 9 月 15 日（日） 4 時 43 分
（水防警報の発表に伴う本部の設置）
- ※ 1 大雨洪水警報発表・・・・・・・・・・ 5 時 59 分
 - ※ 2 区災害対策警戒本部設置・・・・・・・・・・ 全区
 - ※ 3 土砂災害警戒情報（横浜市北部・南部）・・・・ 6 時 12 分
 - ※ 4 土砂災害警戒情報（横浜市北部・南部）・・・・ 13 時 55 分解除
- (2) 廃止日時 平成 25 年 9 月 16 日（月） 17 時 15 分

2 被害状況

【9月15日】

- (1) 人的被害
無し
- (2) 住家被害
床下浸水：1 棟 1 世帯（戸塚区小雀町）
- (3) その他被害
- ア 土砂流出：栄区中野町（1 件 3 m³）
鶴見区北寺尾一丁目（1 件 5 m³）
 - イ ブロック塀一部倒壊：栄区中野町（1 件）
 - ウ 落石：金沢区六浦南二丁目（直径1.6m）
 - エ 道路冠水：保土ヶ谷区今井町（8 m×150m×0.4m 車 1 台水損）
 - オ 路面隆起：緑区鴨居四丁目

【9月16日】

- (1) 人的被害（3 件）
- ア 重症（1 件）
頭部損傷：金沢区能見台東三丁目 50 歳代男性
 - イ 軽症（2 件）
 - ・頭部損傷：泉区和泉町 50 歳代男性
 - ・手足打撲：鶴見区本町通四丁目 80 歳代女性

(2) 住家被害 (14件)

- ア シャッター破損 (飛来物による) : 金沢区六浦三丁目
- イ 屋根破損 (4件)
旭区今宿二丁目 (倒木による)、栄区飯島町、金沢区能見台通、緑区竹山四丁目
- ウ 屋根破損 (トタン屋根剥離) (3件)
鶴見区元宮一丁目、南区南太田一丁目、南区高根町
- エ 屋根落下 (風雨による) : 栄区飯島町
- オ 一部破損 (5件)
西区伊勢町二丁目、南区別所中里台、港南区港南六丁目、瀬谷区阿久和南四丁目、港北区日吉本町四丁目

(3) 非住家 (7件)

- ア 外壁落下 (2件)
中区麦田町二丁目、保土ヶ谷区仏向町
- イ 屋根破損 (3件)
神奈川区栄町、保土ヶ谷区法泉三丁目、瀬谷区橋戸一丁目
- ウ ガラス破損 : 南区永田東三丁目
- エ シャッター破損 : 戸塚区戸塚町

(4) 道路冠水 (3件)

- ・港南区港南台四丁目 環状3号線
- ・港南区港南台九丁目 環状3号線
- ・緑区白山一丁目

(5) その他 (22件)

- ア 車両破損 (2件)
 - ・青葉区荏子田 (倒木によりボンネット破損)
 - ・保土ヶ谷区宮田町二丁目 (パイロン飛来による)
- イ 街路樹倒木 (3件)
中区石川町四丁目、金沢区能見台六丁目 (一時片側通行規制)、
港南区日限山二丁目
- ウ 倒木 (5件)
中区仲尾台、保土ヶ谷区上菅田町、保土ヶ谷区星川一丁目、金沢区富岡西七丁目、
青葉区美しが丘二丁目
- エ 看板破損 (2件)
中区伊勢佐木町三丁目、栄区小菅ヶ谷四丁目
- オ ブロック塀損壊 (2件)
旭区上白根一丁目、港北区高田東一丁目
- カ ガラス破損 (2件)
磯子区森二丁目、磯子区杉田坪呑
- キ 配管等破損 (2件 強風による)
鶴見区末広町一丁目、港北区日吉六丁目
- ク 停電 (1件)
西区藤棚町 (5世帯 倒木による)
- ケ その他 (3件)
 - ・裏木戸破損 (強風による) : 鶴見区尻手一丁目
 - ・工事現場足場倒壊 (強風による) : 保土ヶ谷区法泉三丁目
 - ・電柱破損 (倒木による) : 西区藤棚町

【参考】

- 1 気象警報
 - 15日05時59分 大雨（土砂災害、浸水害）・洪水警報発表
 - 17時17分 洪水警報解除
 - 16日04時56分 洪水、暴風、波浪警報発表
 - 12時37分 洪水警報解除
 - 14時16分 大雨・暴風警報解除

- 2 雨量
 - (1) 最大時間雨量（15日9時00分～10時00分）
50.5 mm（瀬谷区：下瀬谷消防出張所）
 - (2) 24時間雨量（15日4時00分～16日4時00分）
149.5 mm（都筑区：都筑消防署）

- 3 配備人員等
 - ・区配備人員 602人
 - ・局配備人員 1,256人
 - ・総配備人員 1,858人

お問い合わせ先
総務局危機管理室危機管理課長 新藤 信孝 Tel 045-671-2062